岐阜市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 11 月 24 日

岐阜市長　柴橋正直

岐阜市規則第 59 号

岐阜市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

岐阜市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成13年岐阜市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （災害応急作業等手当）<br>第21条　（略）<br>2　前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として市長が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,440円）とする。<br>(1)～(3)　（略）<br>(4)　前項第3号の作業　作業に従事した日1日につき1,120円<br>(5)　前項第4号の作業　次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に定める額を超えない範囲内において市長が定める額<br>ア　（略）<br>イ　前項第2号又は第3号の作業に相当する作業　作業に従事した日1日につき1,120円<br>3　（略） | （災害応急作業等手当）<br>第21条　（略）<br>2　前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として市長が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）とする。<br>(1)～(3)　（略）<br>(4)　前項第3号の作業　作業に従事した日1日につき840円<br>(5)　前項第4号の作業　次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に定める額を超えない範囲内において市長が定める額<br>ア　（略）<br>イ　前項第2号又は第3号の作業に相当する作業　作業に従事した日1日につき840円<br>3　（略） |

附　則

この規則は、公布の日から施行する。